

【新設】（反復継続取引）

17-3-8 同一内容の貸付け又は役務の提供が反復又は継続して行われている場合において、当該貸付け又は役務の提供に係る取引条件や役務内容に変更がないことが契約書、協定書その他の資料により確認できるときは、当該貸付け又は役務の提供に係る特定事項について、一の特定事項記載書類を取得又は作成し、これを保存することとして差し支えない。

【解説】

- 1 本通達は、同一内容の貸付け又は役務の提供が反復又は継続して行われている場合における特定事項記載書類の取得又は作成及び保存等の取扱いを明らかにしたものである。
- 2 法人税基本通達 17-3-5《取引を行った場合の意義》のとおり、本特例は、当該事業年度において行われた関連者間取引ごとにその適用の有無を判断することとしている。したがって、工業所有権等の貸付け又は役務の提供が複数の事業年度にわたって反復又は継続して行われる場合には、当該貸付け又は役務の提供が行われた各事業年度において、本特例の適用の有無を判断することが原則である。
- 3 ところで、関連者間取引の中には、ライセンス契約に基づく工業所有権等の貸付けやグループ内の経営管理、システム管理、研究開発等に係る役務の提供のように、一の契約又は協定に基づき長期間継続して行われるものも少なくない。このような取引について、取引内容及び取引条件に変更がないにもかかわらず、事業年度ごとに同一内容の特定事項記載書類の取得又は作成を求めることとすると、本特例が予定しない追加的な事務負担を生じさせることになりかねない。しかしながら、本特例は、関連者間取引の内容及び対価の算定根拠を客観的に把握することができる状態を確保しようとするものであって、同一内容の資料を形式的に繰り返し取得し、又は作成することを求めるものではない。
- 4 そこで、本通達において、同一内容の貸付け又は役務の提供が反復又は継続して行われている場合において、当該貸付け又は役務の提供に係る取引条件や役務内容に変更がないことが契約書、協定書その他の資料によって確認できるときは、その後の事業年度において改めて同一内容の特定事項記載書類を取得し、又は作成することを要せず、既に取得し、又は作成した特定事項記載書類を保存しておけば足りることを明らかにしている。例えば、ライセンス契約に基づく工業所有権等の貸付けについて複数の事業年度にわたり同一の算定方法によりロイヤルティが支払われている場合や、グループ内の管理業務について毎事業年度同一の役務内容及び配賦基準に基づき費用負担が行われている場合において、取引条件又は役務内容に変更がないことが確認できるときは、既に取得し、又は作成した特定事項記載書類を引き続き保存しておけば足りることとなる。
- 5 もっとも、この取扱いは、反復又は継続して行われている取引であれば常に適用されるものではない。そもそも、同一内容の取引につい

ては、既存の契約書その他の資料に基づいて継続的にその内容を把握することが通常の経理実務であり、本通達の取扱いもそのような実務を前提とするものである。したがって、例えば、ロイヤルティの算定方法が変更された場合、費用配賦の基準が見直された場合又は役務内容そのものの変更がされた場合には、従来の特記事項記載書類のみでは当該事業年度における関連者間取引の内容を明らかにすることができないこととなる。このため、当該変更後の取引条件又は役務内容に応じて、改めて必要記載事項が取引関係書類によって確認できるかどうかを検討し、必要があるときは新たな特記事項記載書類を取得し、又は作成することとなる。

- 6 また、本通達の取扱いにより、既に取得し、又は作成した特記事項記載書類を複数の事業年度にわたって利用することとした場合であっても、その保存義務は、本特例の適用がある各事業年度において生ずるものである。したがって、当該特記事項記載書類の保存期間については、関連者間取引に係る事業年度ごとに判断されることとなるため、その起算日はそれぞれの事業年度に係る確定申告期限の翌日となることに留意する必要がある。